

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の趣旨

科学技術研究調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査）であり、科学技術研究調査規則（昭和 56 年総理府令第 33 号。以下「省令」という。）の定めるところにより、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術研究振興に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

今回、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 289 号。以下「令和 7 年政令」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

令和 7 年政令の施行に伴い、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）「第 4 条第 2 号ロ」が「第 4 条第 2 項第 2 号ロ」に改正されたことから、省令第 4 条第 2 号ハ中「地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 4 条第 2 号ロの事業」を「地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 4 条第 2 項第 2 号ロの事業」に改正する。

3 施行期日

公布日（令和 7 年 10 月 1 日）から施行する。